

松戸市教育委員会人権教育推進基本方針

[平成9年3月策定]

基本方針

憲法、教育基本法に定める人権尊重の理念に基づき、「人権教育のための国連10年」をはじめとする人権尊重の国際的な潮流、地域改善対策協議会意見具申に見られる同和問題早期解決のための国民的な動向の中で、松戸市教育委員会は、同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するために人権尊重の啓発、教育を充実することを基本的な課題とする。

基本計画

松戸市教育委員会は、人権尊重を基本とし、次の事項を重点目標とする。

- 1 人権教育推進体制及び啓発体制を整備する。
- 2 教育委員会職員並びに学校教職員に対し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の教育・研修の推進を通し、職員の人権意識の高揚を図る。
- 3 学校同和教育をはじめとする様々な人権問題の教育の推進を通し、児童生徒の人権意識の高揚を図る。
- 4 社会同和教育をはじめとする様々な人権問題の教育の推進を通し、市民の人権意識の高揚を図る。
- 5 各界の人権教育指導者を養成する。

考慮すべき事項

人権保障を巡る国際的な動向、国・県の同和行政の流れ、「松戸市人権施策に関する基本方針」をはじめとする、松戸市のすべての部局における施策に十分配慮し、有効な実施計画のもとに、事業の推進にあたる。

松戸市教育委員会人権教育推進実施計画

(平成9年3月策定)

共通事項

次の各分野などについては、基本的人権の侵害事例が顕著に現れることに十分な配慮をするとともに、今後顕在化するであろう人権にかかる多くの諸問題についても柔軟な対応を図るものとする。

また、人権侵害の事例について十分な研究を行い、その再発防止のために最も有効な教育・啓発の方法を追求するものとする。

一方においては、憲法をはじめとして様々な人としての権利が成文化されていることにも改めて十分な配慮をし、人権教育推進実施計画を定める。

- 性差別の問題
- 子供の問題
- 高齢者の問題
- 障害者の問題
- 同和問題
- 外国籍市民の問題
- 特定疾病患者の問題

実施計画

- 1 人権教育推進体制及び啓発体制を整備する。
 - (1)教育委員会における人権教育の推進を図るため、人権教育に関する担当官を設置する。
 - (2)人権教育にかかる資料・情報等を収集し、関係機関に提供する。
 - (3)有効な啓発プログラムを開発する。

- 2 教育委員会職員並びに学校教職員に対し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の教育・研修の推進を通し、職員の人権意識の高揚を図る。
 - (1)高い人権意識に裏付けられた行政運営のため、教育委員会職員に対する人権教育・研修を推進し、職員の人権意識の高揚を図る。
 - (2)高い人権意識に裏付けられた教育機関運営のため、教職員に対する人権教育・研修を推進し、教職員の人権意識の高揚を図る。

- 3 学校同和教育をはじめとする様々な人権に関する教育の推進を通し、児童生徒の人権意識の高揚を図る。
 - (1)児童生徒への人権尊重の教育を推進するため、教職員の人権教育・研修を積極的に支援する。

- (2) 全教育活動を通して、児童生徒の発達段階に適応した人権尊重の教育を推進する。
- (3) 学校訪問等による、人権教育推進のための指導・助言を行う。
- (4) 児童生徒の発達段階に即した教材の研究を行う。

4 社会同和教育をはじめとする様々な人権問題の教育の推進を通し、市民の人権意識の高揚を図る。

- (1) 人権教育に関する指導者を積極的に養成する。
- (2) あらゆる機会を捉えて、人権学習の機会を提供する。
- (3) 社会教育関係団体への啓発活動を行う。
- (4) 人権教育の推進のため、全ての社会教育機関の支援体制を構築する。
- (5) 社会啓発のためのリーフレット等の整備を図る。

5 各界の人権教育指導者を養成する。

市民各界に同和問題をはじめとする様々な人権問題の啓発指導者を養成する。

人権尊重都市宣言

－ 優しい心を育むまち 松戸をめざして －

人はすべて、かけがえのない平等な存在として尊重され、幸せに生きる権利をもっています。

この人類普遍の原理である基本的人権は、日本国憲法にも保障され、人権を擁護する努力が続けられてきました。

しかし、今もなお、さまざまな人権問題が存在しており、その解決は国内だけでなく世界的な課題になっています。

私たちは、一人ひとりの個性や生き方が尊重され、差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現をめざして努力します。

世界人権宣言50周年にあたり、私たちは、すべての人が安心して暮らせるまち「ふるさと松戸」を築くことを誓い、ここに「人権尊重都市」を宣言します。

平成10年12月10日 松戸市